

町民参加と協働によるまちづくりの推進について

1 自治基本条例の位置付け

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

(協働の推進)

第22条 町民、議会及び行政は、美幌町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。

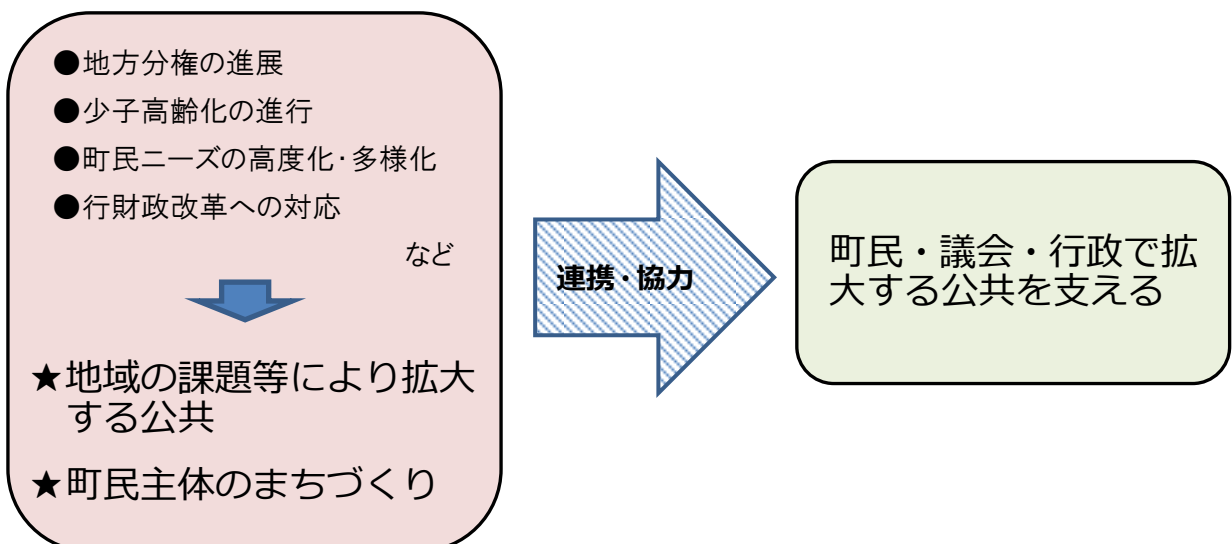
- 2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに必要な支援を行います。

2 協働とは

(1) 協働の定義（一般的な定義）

共通の目的を実現するために、町民と行政が信頼と理解のもとに、お互いの特性や能力を生かしながら連携し、協力して取り組みを進めること。

(2) 協働のまちづくりが求められる背景



(3) 協働の形態

区分	形態	内容
町民が主体的に 取り組む協働	補助・助成	町民が事業主体となる公益的な事業に対して、その自主性を尊重しながら行政が財政的な支援を行うもの
	後援	町民が主体的に行う事業に対し、その事業の公益性を認め、行政の名義の使用により、側面的な支援を行うもの
	事業協力	町民が事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、事業を協力して行うもの
町民と行政が 取り組む協働	共催	町民と行政が共に主催者となって、共同して事業を実施するもの
	実行委員会・協議会	行政を含めたさまざまな協働の主体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うもの
	情報交換・情報提供	役割分担に向けた話し合いや相互理解のために、広報紙の発行、検討会、フォーラム、ワークショップの開催等により、町民と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行うもの
行政が主体的に 取り組む協働	事業委託	行政の仕事を協働事業として行うもので、仕様書作成の段階から町民と十分協議を行い、町民が持つ特性を生かして行政が直接実施するより、効果的できめ細かいサービスの提供を行うもの
	企画・計画立案への参画	行政が事業の企画や計画を立案する際に、意見や情報を交換したり、提案を求めたりするもの。また、審議会・委員会等の委員としての参画。
	事業協力	行政が事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、事業を協力して行うもの

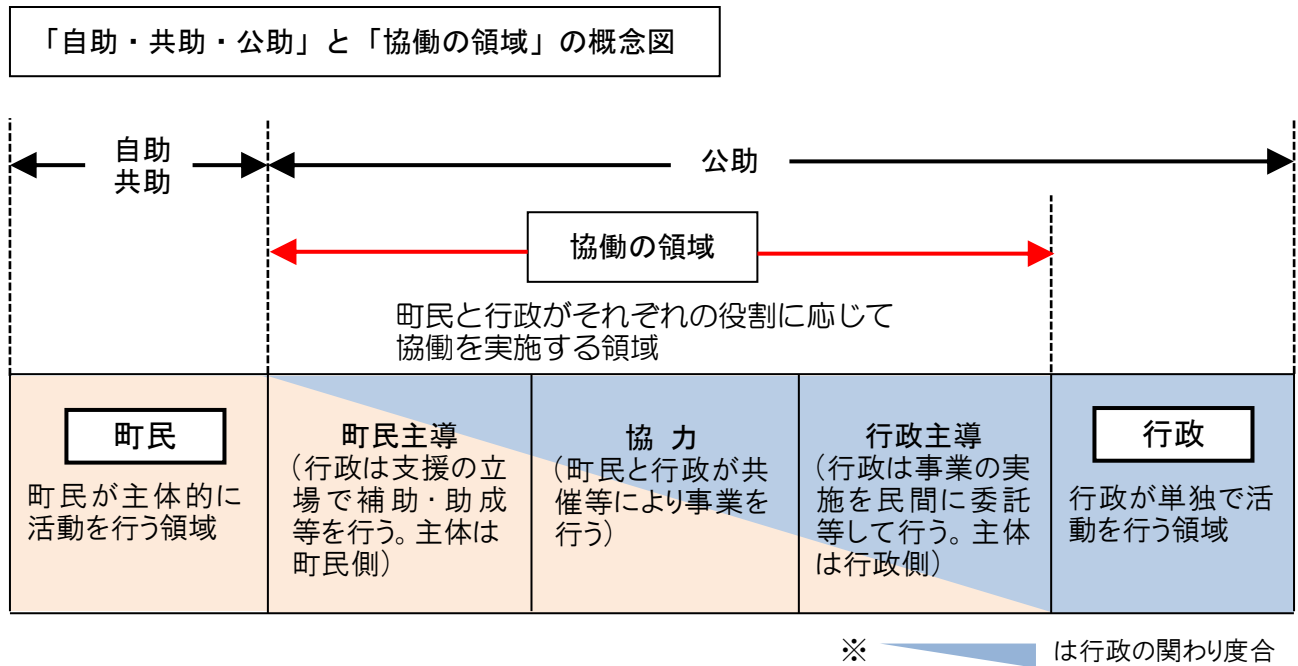
(4) 協働により期待される効果

町民 (個人としての町民)	公共サービスの向上・公益的な活動への参加機会の増加
	① きめ細やかな公共サービスが提供されることにより、満足度が高まります。
	② 地域の課題を主体的に解決していくことにより、自治意識が高まり地域の力が向上します。
町民活動団体・自治組織等	③ 公益的な活動へ参加する機会が増加します。
	活動の活性化・活動機会の増加
	① 自治会は、活動の活性化が図れ、地域づくりの中心的な役割を担うことができます。
事業者	② NPO法人等は、活動する機会が増加するとともに、活動実績や成果により信頼性が高まり、その使命を効果的に実現できるようになります。
	社会貢献の機会の増加
	① 社会貢献の意欲を生かせる機会が増加します。
行政	② 活動実績や成果により、事業者への理解や評価が高まっていきます。
	効果的な公共サービスの提供・的確な施策の実施
	① 町民ニーズに沿ったきめ細やかな公共サービスを効果的かつ効率的に提供することが可能となります。
	② 町民ニーズを反映した施策等の立案や事業の実施が、よりの確に行えます。
	③ 町民主体のまちづくりにつながり、自治の発展に寄与します。

3 協働を推進する上での基本的な考え方

(1) 自助・共助・公助の考え方と協働の領域

- ① 自助 自分でできることは自分で進んで行う。
- ② 共助 みんなで助け合って取り組む。
- ③ 公助 行政が対応する。



(2) 協働のルール

① 情報公開・情報共有の原則

各主体は、それぞれの情報を積極的に公開し、その共有化に努める。

② 相互理解の原則

相手の立場や特性を互いに理解し、信頼関係を築く。

③ 目的共有の原則

課題を明確化し、その解決のために何をすべきかを協議し、目的を共有する。

④ 自主性・自立性尊重の原則

互いの自主性・自立性を尊重する。

⑤ 対等の原則

上下関係も依存関係もない対等な立場で合意形成し、互いの能力や資源に見合った役割と責任を果たす。

⑥ 役割分担の原則

互いの特性が発揮できるよう、果たすべき役割や責任を明確にしていく。

⑦ 評価の原則

協働を発展・改善させていくため、協働事業を評価する。

4 協働を推進するための今後の取組

アクションプラン⑥「協働の推進」中、「協働を推進する制度の検討」及び「協働指針・マニュアルの作成」に基づき、各委員の皆様のご意見をいただき、本町における協働のまちづくり指針を策定する。

《検討が必要な事項》

(1) まちづくりの現状と課題(自治組織など含む)

(2) 協働を推進するためのそれぞれの役割

- ・ 町民(個人)の役割
- ・ 自治会などコミュニティの役割
- ・ 町民活動団体の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 行政の役割

(3) 町が構築すべき制度やしきみ